

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月22日（木）午後1時30分～午後2時15分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭矢 譲
副会長	川崎 芳彦
委員	狩野 安徳
委員	北仲 賢一
委員	倉 幹夫
委員	畠崎 幸男
委員	甲斐 嘉晃
委員	丸田 智代子

事務局	局長	栗屋 克彦
	次長	本多 靖一
	主事	上野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課長	永井 大輔
	課長補佐兼係長	廣岡 信康

京都府農林水産部水産課	主任	難波 真梨子
-------------	----	--------

### 4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問）及び特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

### 5. 議事

事務局長 委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、非常に積雪

が多いということで、急遽オンライン併用という形式をとらせていただいております。発言の際は、マイクを使用いただきますようお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、第6回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は8名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は、委員会が始まって以来、初めてのオンライン開催となります。対面で御出席いただいている委員の皆さんにおかれましては、お足元の悪い中、足をお運びいただき、本当にありがとうございます。また、慣れない環境でありながら、オンラインで御出席いただいている委員の皆さんにつきましても、ありがとうございます。今後もオンラインを活用した委員会の開催もあるかもしれませんので、経験いただくということで御了承ください。

本日は1つの議案がございます。第1号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて及び特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」です。議案としては1つですが、2つの諮問から構成されています。どちらも京都府知事からの諮問となっておりますので、御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。狩野委員、北仲委員よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。第1号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて及び特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

(水産課)

難波主任

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。2つの諮問がございますので、1件ず

つ審議いたします。

まず、1件目の「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて」に関して、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

#### 【発言者なし】

葭矢会長

それでは、御意見等ないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

続きまして、2件目の「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」に関して、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

甲斐委員

大型魚の入網が多い印象ですが、日本海側の他府県も同様に増加しているのでしょうか。それから、大型魚が増えた分、小型魚の漁獲量が少なくなっているという傾向はあるのでしょうか。

難波主任

大型魚に関しては、日本海側だけでなく、日本全国で増加傾向にあります。特に北海道等では、漁期が長くなっている話も聞いております。

また、小型魚につきましても、大型魚が増えた分少なくなったということはありません。小型魚及び大型魚どちらも入網が増えております。資源量が増加したことは喜ばしいことですが、管理の部分で対応しきれていない状況です。

倉委員

今朝、100キロ級のくろまぐろが、目視で50本程度入網していました。今年に入ってから大型魚がたくさん入網するようになっております。現在は大型魚2本又は150キロまでという制限がかかっていますので、対応に苦慮しているところです。

小型魚もそれなりに入網していますが、今年は大型魚が圧倒的に多い印象です。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

以上で議案は終了いたしました。続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項「第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会について」を事務局から説明願います。

本多次長 (報告事項について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。先ほどの説明につきまして、何か御質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

遊漁者によるくろまぐろ採捕の届出期限に関しまして、営業日とあるのは事業者側の営業日ということでしょうか。

本多次長 営業日につきましては、水産庁側の開庁日になりますので、平日と認識していただければよろしいです。土にくろまぐろ採捕を行う場合は、金曜日までに届出が必要です。

葭矢会長 遊漁船に乗船してくろまぐろを採捕する場合は、遊漁船業者だけでなく、乗船する遊漁者も届出が必要ということですね。

本多次長 そうです。また、遊漁船業者については、自分の船をプレジャーボートとして運航する場合、別途プレジャーボート運航者として

の届出も必要になります。

葭矢会長

それから、採捕海域が府沖合となっている委員会指示違反の事例がありますが、遊漁で採捕したくろまぐろを店舗で提供した事実をどのように確認されたのか、情報はありますでしょうか。

本多次長

今回の広域漁調委の会議では、資料以上の情報まで把握ができません。店舗で提供したことが、漁業に該当すると判断され、指導文書が発出されたものと考えられます。

葭矢会長

操業現場で承認を受けずに採捕していた事実が確認できたのであればイメージしやすいですが、本件については、店舗で提供したことが指導につながったと思われますので、この事実をどのように確認したのかが想像しづらいところです。

(水産事務所)

廣岡補佐

あくまでも推測ですが、くろまぐろを採捕した遊漁者が自身の営業する店舗で提供したということについて、提供を受けた側が不審に思い、水産庁に通報されたものと思われます。通報を受けた水産庁が遊漁による採捕記録をたどっていったところ、違反者によるものとして整合がとれたということかと思います。

遊漁で採捕されたくろまぐろについては、販売の用に供してはなりません。これは広域漁業調整委員会指示で明記されております。漁獲されたくろまぐろの売買ができるのは、沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた方のみとなります。本件につきましては、沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けずに、採捕したくろまぐろを店舗で提供して対価を得ようとしたということで、委員会指示違反で指導されたものと思われます。

葭矢会長

ありがとうございます。 その他どうでしょうか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長

それでは、御発言がないようですので、報告事項を終了させていただきます。

その他事務局から何かありますか。

本多次長 次回の委員会は、2月24日の13時30分から開催したいと考えております。本日の出席委員の中で、欠席される方がいらっしゃいましたら、お知らせいただけますと幸いです。  
また、今年度最終となる3月の委員会につきましては、別途日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

葭矢会長 ありがとうございます。  
それでは委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

【閉会 午後2時15分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和8年1月22日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員